

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社安藤・間	東京都港区赤坂 6-1-20	1-020330

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和元年 5 月 23 日 ~ 令和元年 6 月 22 日 (1 か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

(株)安藤・間の使用人が, 福岡市内の工事現場において発生した死亡事故に関し, 平成 31 年 4 月 3 日, 業務上過失致死罪で福岡簡易裁判所から略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

使用人が業務上過失致死罪により裁判所から略式命令を受けたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成 29 年要領第 3 号) 第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 15 号アに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか, 業務に関し, 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし, 工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア 業務に関し, 法令に違反したとき。 イ,ウ (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)